## 羅 疆 域 湾

加

# Î

## T

高靈伽耶に就きては三國史記地理志に、 屋側那

道設智王凡十六世五百二十年真與大王滅之以 高靈那本大加耶國自始祖伊珍阿政王 1云內 歪

其地為大加耶那景德王改名今因之 東國興地勝覽に引用する翟致道の釋利貞傳

には 伽川 **伽伽王頫室朱日金宫國王櫃室青裔二人** 山神正見母主乃為天神夷毗訶之所威生大

と記 求婚於新羅迎夷粲比枝輩之女而生太子 大伽耶國月光太子乃正見之十世孫父曰異腦王 同く釋順應傳には、

> 文 學 上

> > 四

龍

高短縣本大加耶國新羅眞與王滅之以共地為大 加耶郡景德王時改名高氫郡此或在羅史 未築慶尚道地理志は三國史記地理志に據り、

皆三國史記の記事に出でたるものにすぎざること 等の諸特が高靈の大加耶の地なることを記せるは 宗大王質錄地理志、 と記せり。此書の記事が三國史記に據るとせば世 高麗史地理誌、 京國與地勝覽

致遠の造文を採り大加耶に關し極めて貴重なる史 料を今日に傳へたるは其功大なりといふべし。 明なり。 高靈が大加耶國たりしといふ鄕傳に就きては膨 然りと難勝覽が三國史記の記事以外に崔

覧に 御手此外でして御井と傳ふる井あり 琴谷、錦林王陵

孰れた指すか不明なり數多群集せる大陸中其 亦證據として多少の 作 ること注意すべし。 0 0 b 称呼は 鄉傳 成 微後に 記せり。 を以て 更に 加羅に近き語 遺物遺 其傳説 作成 東京 せらる人事あるべきを以て此種 避 力なきにあらざる也。 の眞を證すること能 を美字を以て表せしものな 0 提等を大加 ú 一來に關する ijß Ö 造 鄉 傳 物 はずと雖 及高靈 遺 は 傳說 址 13 濠を成 林川ともいふ。 るくより一に安 川 て 方面より此地に入らんとするも百米突以上の τ に入る。 百濟 と洛東江との 前面の巨深をなせり。 圳 し更に加 方との 質に耳 を合せ 1111智具 山 一間には山脈横亘するを以て孰れ 境をなし には邑 一會川 」の後展 の の 浴京江 大山脈は其外城壁 名を得 而して之に をなし伽 は新 茵 南 加 羅 流 ふる 方 ][ L て浴 は ilo

に大伽

冷道

とな 色の

東江

前

1

當

b

二十町 より る有 附近にて西 るもの 蹟は實に上代强き一國の Ď る に在りて邑の 高 姷 71 齷に於け 譚川 あ O) 邑 0 邊 流 **b** の b 前 3 12 لل Ŏ) 「するに對し此川を冶虚伽川とも稱す。安林驛を流此川また小伽川の稱あり。大伽川を星州伽川と稱 先づ其 T b 面 1 る郷傳は其大加 ٨ /大伽 後方 置には 流 あ 陝川郡冶爐の方面 n らずとするも其 水れ 加 ï H jii 地勢を見 あ ЙIS は 中心地 加那 る小伽川 h Ш より 此 大伽 んるに 耶 Ш 發 72 より支出 72 を受け より東に流れ來 111 し星州 此 りしことを證す 0) りしことを證す 地 は邑 地 は慶佾の右 勢及遺物遺 逆に 形 を經て北 せる耳山 三十町 邑南 溯りたるものは此地の陶津より上陸せり。 尚は百濟方官童祖丁酉(日本慶長)の役に日本軍の洛東江な尚は一百濟方 根 b 0) 0) 0 交通の大路となり遠く日本との交通要路をな に乏しからず。 有するものといふべ を除えざるべからず。 方面 交通 交通 镀 交通すること容易なりとす。 たるに必要の は洛東江の交通杜絕せる場合には此方面 とも嶺道を踰えて交通することを得 も非常なる 洛東江は城濠なると同 困 條件を具備 y 難 あるにあらず。晋州財威安羅 此地は質に内城 丽 Ϊ 놘 で伽川 <u>,</u> 其地 の 勢は質に 派と外城 時に慶尚 沿岸は 日本と 田 I せ とか į ょ b

あ 道

狐 [7] 砌 究

號 Ξī (五五三)

第

筄

四

一としては前記の 耳山に主山 々城あ 5 物に就て咸安霆 星州彼本 昌寧此自地方のものに

一十餘町に云羅山城あり。

邑の

前面に當り大伽川

金海の

るものなり。

此國に大加

JII.

0)

稱

呼の

外に特殊

の名ありし

神功紀四十九年の係

Ó 加羅

は此 が如 勢及遺物は三國史記の記事の實なることを證明す

如きは遠くこれに及ぶこと能はず。

此の

優り

あり。 兩内城あり更に其前 の東邊に新羅方面との交通嶺道 主山 共に咸安即安羅の蓬山々城門岩山城も此式に入 此他邑を去ると三四里の間に三四 々城と云羅山 一面に此兩内城を運絡する外城 ||々城とは長き山頂の左右に を阨して望山 一の山 城 反城 あ

加羅式山城なりと斷言せんと欲す。 と全然同 一の式に屬するものにして余は之を以て

加維多沙津即ち今の河東昆陽邊の要港を百濟に與

國なるべし。 きる今明ならず。

機體天皇

の時日

本

邡

百濟に誤られ

あり。

高靈に比較的强富なる國の存在せし確實なる證 憤慨せしのみならず其地日本交通の要地なりしを へしより高震加羅王は加羅諸國の主王として之を

等に数多の古墳群集し基では屋山加耶の條に説わり 川北 面 出北部<sup>°</sup> より南方に延出せる岡上及其東側。 第三、雲水面月山洞即ち云羅山城の南側 第二、 邑內 かり。

こと争ふべからず。其數に於て其大さに於て其遺

せり。

0)

Ś

Ō

巨大に

據は古墳群の遺存すること是れなり。第一、 **其構造及遺物より見るに所謂加羅時代のものなる** して敷亦多し。此等の古墳は 主山 特に 羅結。億新羅,生,怨日本,加羅王婆,新羅王女,遂有, 兒 息」」とし。 此事を三國史記新羅法與王九年の に結億し新羅王族の女を娶り其間に男兒あるに至 以て此處置を怨むこと深く遂に日本を離れて新羅 加耶國王遺使請婚王以伊後比助 崔致遠は釋利貞傳に大加耶と金官如耶 機體紀二十三年の條に之を記して「山是加 夫之妹,送上記

兄弟の國にして同一國に非ざることを明記し釋願

**始於新羅迎夷粲比枝壺之女而生太子** 大伽耶國月光太子乃正見之十世孫父曰異腦王求

と記せり。書紀に兒息とあるは順應傳の月光太子

営時の人名には其下半が叱夫或は助夫の爵なるもの多し。叱し或は妹とす小異にして論ずるに足らず。
にして比助夫の比枝輩なること明なり。或は女と
にして比助夫の比枝輩なること明なり。或は女と

失も助失も同一語を別の假学にて表はせしにすぎず。既に記

王の諱は多姿宗にして或は深麥夫に作る。真興は其尊稱なり。 頭頭或は 余を姓の 如く變ひしに 同じ。恭は原宗の反なり。 真 興感に 衆を姓の 如く變ひしに 同じ。恭は原宗の産名をよりて挟余刑府元龜に姓は慕名は恭とあり。 慕は恐くは寡韓の寡をとり不挟余原宗は原斯夫或は原助夫若くば原叱夫と書くも可なり。 此王原宗は原斯夫、居染夫は此種の人名なり。異斯夫、苦染と宇音同じ せし異斯夫、居染夫は此種の人名なり。異斯夫、苦染と宇音同じ せし異斯夫、居染夫は此種の人名なり。異斯夫、苦染とも含け

し。比枝輩は比助夫の語の少しく訛れるにすぎす。王代に伊浪世宗あり真平王の諱自淨の淨は助夫に同じかるべ興王の父は立宗なり。王代に沙飡成宗あり同起宗あり。真智は後世誤て添入せしものなるべし。深爽夫は彡助夫なり。章

形勢一轉して振はず天皇二十三年五典三二終に新羅羅眞興王十五年)百濟が新羅の為に大敗せしより

依頼して國を維持せしが欽明天皇十五年(即ち新

其後間もなく此國は新羅を離れ日本と百濟とに

③金官加羅と高靈加羅との區別に就てに滅されたり。新羅此地に大伽耶郡を置けり。

こと多く日本書紀に至りては加羅の外に任那の語く加耶或は加羅若くば大加耶大加羅とのみ書する他の文献は金官加羅も高靈加羅も區別することなひて金官國と記することもあれども此書を初め其金官加耶は三國史記は時に或は後世の稱呼を毕

し。然りと雖少しく注意すれば大體に於て之を區して解し難きものたらしめし事旣に述べたるが如を用ふることあるを以て更に混雑を生じ其記事を

四卷 研究 加羅羅城考(下)

正しとし深宗となり多宗とも書くべし多窓宗の夢(正くは爽)麥は爽の訛なるべきか。多と深と字音近し。深麥夫は深爽夫な

號 二七 (五五五)

M

第

70 號

別すること難きにあらず。以下此事に就て少しく

青裔二人」と記し。三國史記地理志は高靈加羅に 神夷毗訶之所威生大伽耶王僧窒朱山金官國王惱窒 釋利貞傳には既記の如 説かんと欲す。 先づ兩國の開國傳説に就て考察するに崔致遠の ~ 「伽耶山正見母主乃為天

就きては「高靈郡本大加耶國自 始 祖 伊 珍阿璈王

蹈舞

则是迎大王

歌喜踴蹈之也 九千等如其言 咸忻而歌

至道設智王凡十六世五百二十年眞與大王滅

伽倻 自始祖 首 뗧王至十世仇衝王以梁大通四年新國二5 羅法與王十九年率百姓來降以其地爲金官郡文武王 之」とし、金官加羅に就ては「金官小京古金官國一会

駕洛國記は金官加羅に就きて記して曰く を残すものとして其記事に力あらしむるものなり に眞興王を眞興大王と記せるは古傳を轉載せる痕 一十年永隆元年爲小京云々とせり。其高靈郡の條

干被刀干五刀干留水干留天干神天干五天干神鬼干等九干者 問聞之後此地未有邦國之号 亦無君臣之稱 越有我刀干汝刀

> 歌之云 懿何龜何 是战 惟新家邦 有如人音 隐其形而發其音目 此有人否 九千等云 善键在 所居北絕旨 否所在為何 耕田而食 為君后 為茲故降矣 屬後淡世祖光武帝建武十八年壬寅三月禊洛 有殊常聲氣呼喚 衆庶二三百人集會於此 首其現也 岩不現也 對云極旨也 叉曰 皇天所以命我者 爾等須捆睾頂報土 播灼而喫也

之日

而飲

是酋長領總百姓

凡一百戶七萬五千人 多以自都山野

叉目

或云首陵 唇 身長九尺 浹屍 翌日平明 人各歸五伽耶主 俱伸百拜 郵還 幅蹇金合子 開而視之 有黃金卵六圓如日者 衆人悉皆懿喜 舞 末幾仰而觀之 唯紫繩自天垂而若地 華繩之下 乃見紅 仍坐於床 國稱大駕洛 叉稱伽耶國 即六伽耶之一也 (中略) 東以黃山江 返著抱持而歸我刀家飲捐上 其衆各散 衆庶復相聚集開合 而六卵化為童子 聚庶拜賀 證恭敬止 日日而大 踰十餘晨 其於月記日即位也 門前价海 四北以地理山 始現故諱首籍

基位

に隠棲の際に此寺の開瓶の兩祖師の為に選文せし 高靈の地分といふも不可なき加邓山 とせり。崔致遠の所傳は第十世紀の 海印寺華嚴院 初めに致遠が

北以伽耶山南而為國尾 俾創官問入御

稱するものが高靈の地なることは其文に明記せざ 所傳に據りしものなるべし。但し崔氏 しものなりと推測せらる」が故に恐くば海印 の大加 郷と

文宗王三十年丙辰 なり。怨洛國の所傳は其後約百八十年を經て高麗 も明瞭にして之を高靈以外に求むること能はざる りしもの人如きも此地なることは三國史記による 1076A.D. 金海の知州事が撰せし

記事は其後更に七十年を經て仁宗王二十三年乙玉 し。但し此の記事には始祖王の出土傳説を修飾 て天降傳説に改作せし痕跡歴然たり。三國史記の に王朝史官の修撰に係るものとす。

三國史記は所謂舊三國史を底本として編纂せしものなること

ものにして首露王祠廟の所傳に據りしものなるべ

あるのみにして他の五加耶は之に禁すとし。三國

べし。此逸文と對照すれば三國史記高句遊箕蔵王九年整德和 用せるにて更に明白なり。 **景福寺飛來方丈禮菩德聖師影の詩の原注に「海東三國史」な引** 徳三國史の存在せしことは此序の外に大党國師義天の孤大山 ば光輩の所説の如く李奎報の東明王綜序によりて明白なり。 研 究 沓三國史とは此の海東三國史なる 加羅照城考(下)

Ħ ĮŲ 卷

尚紀邨同十三年神人紀事(海東三國史より出でたるもの)

Ó

對立するものとし。 り鴛洛國記には鄕傳の面影あり。其國狀に就て崔 致遠は高靈大加耶と金官加耶とは兄弟の國にして .出生説に就て霍致遠の所傳には佛教的の面影あ し。此事は三國史記の支那史籍より綴拾せる記事以外の記事 の由來を知る參考となるべきな以てこゝに記せり。 國記は大加羅は金官に唯一つ

遺事は國記の説に從ひ。第二章に記せし本朝史略 之より推測するに此皆は高鑑を唯一の大加耶とし ほ後に述ぶる所によりて更に明了すべし。 ることは旣に述べたる所によりて明白なれ とするものなり。雨説中大加耶幽唯一説の誤謬な 史記は高靈加耶と金官加耶とを封立する加耶なり 他の五加耶の上に立たしむる説なるが如し。 は金官を五加耶の一に敷へ高靈を此以外に置けり 崔致遠所傅には加羅開國年代說無し。三國史記 ども向 三國

貀

(五五七)

二九

[7] 號

寅なりとするものなり建武王寅二十一年あり。三國道事も ば其開國は加羅國記と同じく光武帝建武十八年子 し本紀に滅亡を眞與王二十三年に紀するより推せ が高靈加耶を十六世五百二十年にして滅びたりと 翟氏の異惱王は史記の道設智王と同一人にして其 なり。是等が言語の上に相通の點なきは元と此等 よりも更に長き称呼を有せしものなるを各が其異 の悩室青裔は鶴洛國記及史記の首露王に當るもの

代とせり。但し崔致遠は直系世数を擧げたるもの なるを以て共間に傍系の王ありとせば王の代數は 三國史記は十六世とすれど崔致遠は釋順應傳に始 **祖惱窒朱日より末王の呉脳王までを八代若くば九** 

歌の大體を配せしものなるべし。 高震加耶の世代に就て東記と同じく之を五百二十年とせり高震加耶の世代に就て

りたる部分をのみ採りて記するか然らざれば同

羅の始祖王より宋王までを十代とし直系にて継承 これよりも増さいるべからず。駕洛國記は金官加

有なるべし。程氏所傳に月光太子異常を正見僧皇朱 異りたる假字にて表はせしものなること明なり。 脱漏せしものなるか。其いづれにありとするも崔 十世の孫とするは今傳ふる逸文十の下に一數字を 氏傳の悩窒朱日と史記の内珍朱智とは同一人名を せりとす。十代の直系継承は事實に於て極めて稀 同じ。阿利、奄利、強利、同利は同一語の假字にして「南」名くば 珍字に新撰字鏡に美也貴也献也賢也重也とあり。沓紀に「ウ 一大」の義なるが如くこゝには「大」の義なるべし。伊珍内珍の

なるべし。 王の別の稱呼を各が略して採りて記せしかに因る 条智、道設智の設智と同一語の假字な<br />
災にするものなり。<br />
魏志 語に常にわる事質なり、然らば阿豉は墨神天皇の時來朝せり 伊珍阿政王の阿欧の丹は閼智と同語なり。三国遺事に閻英を 東夷傳に韓の諸國に各有長帥大者自名爲臣智と記せる臣智に より轉じたる語なるべし。比智は簡窒朱目の朱日、内珍朱智の **岐阿利��智千岐の阿利��智と同語なり。阿羅斯等は阿利��智** と傳へらるゝ意富加羅國王の于鄧怒我阿羅斯等又の名は于斯 の此の含かれたるものなり。語句間の叱音の含かるゝは朝鮮 戯利英に作るとあるより推せば関智は阿利智にして阿利叱智

那大臣智)の蘇那と首露とは音遠く離るゝものにあらず、 ことは斯る輕率なる判断か容易に許さがるものとす。 の義なるべきか。 伐徐耶伐の蘇那或は徐耶に同じく那は天閉波にして蘇は「金」 ずと雖新羅に内珍な<br />
簡窒と書きて珍字な假字扱に爲し居れる は珍といふに相當する國語の假学なりと考へられざるにあら 羅の意富が國語「大」の語の假字なりとせば干斯歧或は干斯岐 深く言語學上の研究を要するものあり。 留須利(加須利は大須利の義なり)と同語なるべし。朝鮮にて 首選王の名は中島の王の草稱として多く存在せし儒理儒禮儒 ヅ」と調めりo「カツクシキ」のシキ」と訓みうべしo 音は中音に通ふを以て日本音紀にある底那曷此知 或に思ふ蘇那は蘇那 (卸ち蘇 意富加

附せ 羅な 王なり。 加 の多沙津が百濟に與べられしを憤懣して新羅に 旣に説 し加羅王は金官加羅王にあらずして高靈加羅 る可し。 一羅は金官加羅にして單に加羅 書紀機體紀に日く けるが如く 総體天皇の代に 神功紀四十九 南韓主要の とあるは高霊加 年の條に記せる 地 心特に加

二十三年春三月百濟王謂下哆唎國守穗積押山

臣曰夫朝貢使者

第

74 忩

砌 究

> **密酰欲避女日前承汝聘菩使許婚今既若斯請還王女 貢津涉安得轍改賜隣國遠元封限地** 以非赐百濟王 頁準路是以押山臣爲諸開奏 恒避島曲每苦風波因茲濕所養全壤無色請以加羅多沙津爲臣 伽古跛布那字羅三城拔北境五城 利知伽報云配合夫婦安得更離亦有兒息薬之何往途於所經拔刀 羅王娶新羅王女途有見息 却還大島別遺錄更果賜扶余 散置諸縣令著新羅衣冠 於是加羅王謂財使云此津從置官家以來爲臣朝 阿利斯等與其變服造使徵變 新羅初送女時並造百人爲女從受而 是月遺物部伊勢連父根吉士老等 由是加羅結戲新羅生怨日本 勅使父根等四斯羅以面賜 加羅己富 h

一語の別假字にして伊飡は真骨卽ち王蘊の受け得べき 五等の位階に作り。崔致遠所傳には夷粲比段望の女に作る伊飡と 夷粲とは同 いふも大體に於て相去ること遠きものにあらす。 鴉洛 國記 に申第二に當る高位なり。王女といひ王種の女或妹と 鴉洛 國記 に 婚せしといふ加羅王は崔致遠の大伽耶の異惱王に 金官加羅の に動揺を來せし事の一別傳なるべし。 て其兒息は即ち月光太子なり。定記に伊途此助夫の妹の其兒息は即ち月光太子なり、豊紀に王女に作り、三級 人は哆唎其他を百濟に與へられしより加羅諸國 加羅が多沙津の件より日本に離反せ 王妃を記し鐘知王妃 金相沙干 此の新羅 しと傷へら 女邦媛

8

第 79

Ξ (五五九)

られたるものなることは仇衝王の同氣界に脱知爾 字なれど當時金官加羅にては此稱號は王族に用ひ 爾叱今は新羅王者の稱號「尼師今」と同語の異假 生子針知鉗知王妃出忠角于女淑生子仇衝仇衝王妃 **叱今と稱する名同じく三國遺事に見ゆるにて明な** 水爾��は其下に今字を脱し分��水爾��今なるべし 王種の女に當るものなし。但し仇衝王妃の父分叱 武得角干字を茂或は虎に作り或欠到すとし新羅王若くば **分叱水爾叱女桂花生三子一世宗角干二武刀角干三** 

して其異りたる位號算務の各一を書き上げたるため別人の如 らざれども此條に記せる阿利斯等も已富利知伽も同一の人に 同じ。此處に大伐干といふは王者なるか執權大臣なるか明な は「大」の義にして富利知干は伐干にして角干と書げるものに 登あり此稱呼は一人に限るものにあらず。已宮利知伽の「己」 り。敏達紀に百濟に入り留まりし火芝北國造刑部靱部阿利斯 尊稱に用ひられしものゝ如し。阿利斯等に就きては既に云へ 日本書紀に記する阿利斯等及已営利知伽に位號にして轉じて

> 波の知の消失せるもの布那字羅の字は伞の誤にて明布那牟羅 **城とあり。刀伽は謄利机の利字の脱漏せしに似、古跛は久知** 動作な記して二國閻度便地淹留弦晦鐚城而逗號曰久禮卒雞城 は前文と連絡無くして其次第解し難し。翌二十四年の傑に新 結果に異らず。同一の記事に「クダラ」を百済とも潜し扶余と 還時間路拔膽利枳牟羅布那牟羅雌枳牟羅阿夫羅久知波多枳五 羅百濟の二國が毛野臣に反抗して之を抑制するが爲に行ひし **舎紀に途所經拔刀伽古跛布那字羅三城亦拔北境五城と記せる** も掛けるを見るべし。

加羅多沙津に就ては三國史記地理誌に 百濟の事件中の事質の混入せるものなるべし。 城とある此記事は翌二十四年の條に記せる近江毛野臣劉新羅 るか。果して然らば機躰紀二十三年の條に拔某々三城亦拔五

なるべし。三城を抜くとし共下に亦拔北境五城と附記せるは

一に某々三城を拔くと傳へ一に五城を拔くと傳へしに因らざ

とありつ 今因之河邑縣本浦村縣景德王改名今未詳 河東郡本韓多沙郡景德王改名今因之領縣三省 良縣今金良部曲綠陽縣本小多沙縣景德王改名

韓多沙は大多沙の義なるべし。今の河東

く見ゆるに至りしなり。二個の別史料を総拾して文を作りし

と能はすり 局靈加耶 との重要なる交通港 は此江と一山脈を距てたる古田 あらず。上代に於ては今の昆陽の地も多沙 の名あり に其址あ 洋江 の名ありしと米だ之を證するもの は (要津 ・要律 かぎ 海港なりしなるべしの結律江の海口に大沙小沙の二島 河 社紀 郵じ朝廷 あらざる なりと断定するは不可なり。 東邑 津 は かる 72 てして多沙津は今の晋州 し河東の古邑は興地勝 T. りと傅 /新羅 高 る する場合に於て 一より江岸を溯ること五里求禮 0 医 加羅 左岸東にあり。 < 13 に離反して再び日本に信頼するや か 「ふ」は過過之を以て多沙津を直 近江 o 新羅勢力の たるべ 王 然らば多沙津は今の 一の言として初 毛野臣を安羅に で西慶尚 L 歴道を受けて洛東江 小多沙 此津從置官家為臣 覧編纂時代に於て 面に在りて江岸に の諸地 地方より日本交 8 な Ó 遺は て意義 į 地た 津江に 昆陽泗川 方と日本 源土宣 し新羅 韓多沙 しの地な りし嶽 あり ちに 衝王 後の 謬ある 卽ち上 此の 多干岐云 末多は藍し 四月壬午朔戊子任那 せられ L 紀に を制 一日にして既に翌五月に入るものとす。 きにあらず。此條に於ける前 は百濟に賜 となるべし此 書紀総體紀二十三年 或は錯語なるべき 0 記事より推すに此王は金官加羅王なるべ 見ゆ。 加羅 め れて救助 別名なる 下哆明 か文に脱 て南 K 倘 とせり。王午を朔 阿利斯等なりと註 此地方にありし天皇 a りしもの之を新羅に勸めて建てらるべ *I*m を請 が地 存在 南 羅 べし。 漏 加羅は金官加羅なる 顺 がある ふが爲めに來朝せる事を記 世 なるべきか。 E 王已能求 しより推 かっ 吞 7)3 之を高靈加 の條に任那王が O を建 何等か てし せば或 とせば戊子は第 し是月遺使送已能 多干岐來朝 加羅 の誤りあ 然れども上下哆 めら 直 羅 の一語は解 轄 id かき 領 が翻羅に 阿利斯等 如 加 地 TZ 5 とし 日附に認 濉 回 3 さる當

一復のこ

こと書

0

ΪĦ

ħ

離

鉾

70

(名)

Tiff

究

加照照城老(下

第

[4]

號

Ξ

八五六五

く 4ħ.

此

し夏 壓

绑 四

## じとするは 90

[ii]

先生巨次体と衝と音通するより推して俗間の音往々休衡に作 王は三國史記金庾信傳に或は仇夾休と云ふとあり。 坪泮

れば此書の加賀本には休衛を仇亥に作れり永樂度尚道地理志 こと明白となれりとすべし。倚ほ三國史記東京大學刊本によ るな誤りなりと説かれたり。休街の誤りにして休街の正しき

滅びし事は爭ふべからず。 年背紀紀年機體天皇肋去の翌年)に新羅に降り國 金官加羅は新羅法與王十九年王子(梁中大通四 か「キノ」と讀めば音異態近きも之を異體王とするは姿跡なり 三國與記法與王十九年

巳能末多千岐の名中の末多は百濟東城王の名と同語なり巳能

**湿線集育老室配等も仇亥に作れり仇衛は仇首と同語なるべし** 

の條に 金官國主金仇衝與妃及三子長曰奴宗仲曰武德季 1武力以國帑實物來降王禮侍之授位上等以本國

為食邑子武力仕至角干

事によれば開皇録といる古書にも其投降を是蔵な し。其地理誌にも是歳に降れりとし。 三國遺

金官加羅が新羅に投降するに至りし形勢は繼體

就きて記事なきは怪むに足らず。 りて考定せられしが如き状態なれ 史料を飲き機器 し。但し其投降は日本にとりては重大なる事件な 紀二十三年二十四年の記事にて大體を知るをうべ りしも日本書紀編纂の當時此數年間の部分は旣に 天皇の崩去年代すら百濟本紀によ 然りと踊欽明紀 ば此の大事件に

失政に始まり近江毛野臣の大失敗に終り毛野臣召 し事を説きあること旣に述べたり。 大伴金村の大

を見るに共二年の條に全官加羅即南加羅の滅亡せ

通は杜絕し値に鎮海方面より大視の岑道を越へて 至りしより日本と加羅諸國との間に 還せられて途上に憂死し金官加羅は新羅に降るに 金官經山 の変

那之下韓」商沿海地に郡令城主を置きし為め杜絕 より誤與せられたる上哆問下哆明 安羅に入り交通せしに此路も間もなく百濟が日本 0 地方 即ち

るに至 \$2 , b 茲に於て內地に遺存せし加羅諸國 ٤

を示すものなり

ち日本府の郷等と朝廷との交通すら百濟を經ざる は の論是等諸國內に存在せし天皇直轄地の代官即

からずして、

南加羅金甲塚大邱日香高麗星州復興の

る事をうべし金官加羅が尚ほ存立せりとせば全く が既に新羅に併せられたるものとして初めて解す に至れり。 事業は詐譎狡猾なる百濟に依頼せざるべからざる 欽明紀に見ゆる半島の狀態は金官加羅

羅ならざるべからず。 して安羅と共に活躍せる事を記せる加羅は高靈加 解すること能はざる也。 欽明紀に半島諸國の一と

尚に一事の法意すべきものあり。三國史記地理志に新羅は金 紀文武王二十年の傑には加耶郡置金官小京と記せり。 高鐡加耶を滅ぼすや其地に大加耶郡を置けりとす。然るに本 官加羅の地に金官郡を置き文武王二十年に金官小京となし其

して是れまた大加耶の稱ありし高靈加耶滅亡の事 称とし之を金官加羅にのみ限ると誤認せし結果 加羅國記の撰者 は大加羅 大加耶は を唯 の 國の

Ź į

書を三國選事が抄出 せしものを見るに

質を金官加羅滅亡の事質と混同するに至れり。

仇衝王 衝 二年辛丑四月七日励王妃出忠角于女淑生王子仇 針知王 金氏正光二年即位治四十二年保定二年 一云金鉗王永明十年即位治三十年正 光

軍卒彼衆我寡不堪對戰也仍遣同氣脫爾叱今留在 女桂花生三子一世宗角干二茂刀角干三茂得角于 壬午九月新羅第二十四君真與王興兵溥伐王使 於國王子上孫卒支公等降入新羅王妃分叱水爾叱

とあり。 議日紫三國史仇衝以梁中大通四年壬子納土投羅 遺事の撰者善覺國尊一然之を識して

開皇錄云梁中大通四年壬子降干新羅

几 你 研 究 のなりし事な證し且つ高麗の國が金官の國よりも大なりし事 郡を置き金官に加耶郡を置けるは南國が加耶諸國の主なるも 耶に加耶郷を置きし事あるか以て知るべし高遠の地に大加耶

M pg 號

(五六七)

三五

壬子得四百九十年矣若以此記考之納土在元魏保 定二年壬午則更三十年總五百二十年矣今雨存之 則計自首路初卽位東漢建武十八年壬寅至仇衝末

と論ぜり。 開皇録は今傳らず其如何なる書なるか

用せる開皇暦と同一の書なるべく金官加羅の事を は明ならざれども駕洛國記の居登王の條下にも引

るものなるべし。 但し此書の記事を國記に添へし

**登號稱王位田付屬本土** 

記せる古書にして駕洛國記以上若くば同等の力あ

の撰者 は國記の撰者自身なるか或は國記の抄出せし造事 此鴐洛國記が金海加耶を以て高靈加耶が滅びた 然なるか明ならず。 とあり。之を見るに疑ふ

りし歳即保定二年壬午に滅びた りと記せるは後世

らざることを示さんとす。 には杜撰多くして其滅亡年代の如きも信ずるに足 記事は果して信を置くことを得べきか。次に此書 の研究者をして迷はしむるに至れり。駕洛國記の

**怨洛國記に收錄する文武王の王位田寄進の宣旨** 

の如きは頗る疑 **洎新羅第三十王法敏龍朔元年辛酉三月日有制** 朕是伽耶國元君九代孫仇衝王之降干當國也 Ž V きるも Ŏ あり。 此 督 0) Æ 心事中に 所率

仍遣使於黍離之趾△近廟上上田三十頃為供營之 御國者已會敗所葬廟者今尚存合于宗跳續乃祀事 **寔生我考茲故元音於幼冲人乃為十五代始祖也所** 來子世宗之子罕友公之子庶云匝于之女文明皇后

が此宣旨あるべきの理なし次に宣旨中にある仇衙 月太宗武烈王薨じて文武王立つ。是歳三月文武王 完华六

べき點あり。

龍朔

王より文武王に至る系統に誤りあり、此宣旨によ れば其系統は。

となるべし。 仇衍王—世宗—率友公—庶云迦干—M 文明皇后 然るに金庾信の陵碑記と庾信の玄孫 とを資料とし書ける信ずべき三

長清の撰せし行録 國史記金庾信傳には十二世祖首露王 (中略) 至九世

仇亥或云仇次休 於庾信爲曾祖祖武 河 父舒 玄とあ

**b** 0 云道衙は同一名の異りたる假字なり。但し碑には父を遺節とすといふ。舒芝庶 尚ほ同傳· 中に

舒支とあり。 **玄角干の季女にして庾信の妹なり。是によれば** 太宗王の妃となりて文武王を生みし文明夫人は舒 文武王の語を錄せる中にも庾信の祖 史記の太宗王紀及文武王紀によれば 武刀角干其父

得を史記の武刀とすれば兄弟に同一名を生すべし。 これ有るべかし刀と徳得と音近きを以て 國記の武刀を史記の武徳とし國記の武 國記が次子とするものを史記に第三子となせり。若し刀字を正しとは武徳、武刀は武力なり。刀は恐くば訛にして力を正しとすべし。 となる 史記は(1)奴宗(2)武德、(3)武力とす。世宗は奴宗に當り武得 為洛國記は仇衝王の三子を(1)世宗(2)武刀3)武得とし三國

とあり。

仇衝失位を保定二年壬午とすれば居登王

年辛酉六十年之間云

K

刀字の誤れること知るべし。らざる事なり力字の正しくして らず。然れども率友公に就て一言せざるべからず。 するは誤れり。 孫なり。 鏛 PU 恣 駕洛國記の所謂宣旨に世宗の含孫と 余は此宣旨を偽作なりとするを憚 文明王后は正しく武力角

> 此人は らず但し之を金庾信及文明夫人の祖父とするは誤 は王宇の飲けるものか。一友と支と熟れが正上孫は嫡孫の義か或は上宇友と支と熟れが正 仇衝王の 條に記 せる上孫 卒支 公なる しきか明な べ

は何等の杆格あるを見ず。 杜撰なる一例を擧ぐべし。 祠に奉仕せしと思はるゝ世宗の子とする事に於て 謬なれども金官滅亡後に本國を食邑とし首露王廟 自居登王卽位已卯年置便房降及仇衝朝末三百 尚は 濶洛國記の 記事の 此書に

三十載之中(中略)其乃仇衝失位去國遠龍朔元

とすれば居登已卯より是蔵まで三百三十四年に 朔元年まで百年あり。仇衝失位を中大通四年壬子 己卯より是蔵まで三百六十四年ありて是該 て是蔵より龍朔元年まで百三十年あり。 孰れに より龍

洛國記が如何にして三百三十載と記せるかとい ても事質に合はざること斯くの如し。然れ 第 四 號 -Ez (五六九 ども駕

第四

に此書 を算出するに多くは干支によれり。されば中大通 元年まで六十年と記せるは解し難し。古人は年數 亡説に一證を獲たるものなるべきも失位 あらざるか。斯く説明すれば余が主唱する壬子滅 載と概数を記せしものあるを真まゝに轉載せしに 位の歳として三百三十四年を第出し之を三百三十 が資料とせし古記録に大中通四年壬子を失 より制剣 事推 力角干が眞興王十四年の前十年に新羅の王臣として 説を採れば仇 **史記及開** の如きは存在しうべきにあらざるなり。 の聖明王の軍を襲ふて偉功を建てし顕著なる事實 阿飡の位にあり新州軍主に任せられ翌十五年百済 知すべし。 一皇録の説を正しとす。若し保定壬午滅亡 一衝王の子にして金庾信の祖父たる武 金官加羅の滅亡年代に就ては三國 駕洛國記

衝王の條下に保定壬午滅亡説を記し本文中の記事 るべきか。果して右の如くんば窓洛園記が王子減亡仇 せしとせんか尚七十年を得べし、六は七の刊誤な 壬子より龍朔辛酉までを干支にて敷へ一周甲を失 を抄録せる三國選事も國記の説を築てゝ中大通手 子説を採り其の王唇編に 第十仇衙王 **通四年壬子約土新羅** 針知子母△女辛玉立理十二年中大 自首隊王士寅至壬子合四

と相容れざる矛盾をなせしを批難せずんばあらず

怨洛國記は右に聲げし記事によりて史料を精査

と記せり。

百九十年

減亡年代を誤て此國の投降年代となせしものたる ざる事を知るべし。從て其保定二年金官國投降說 せしものにもあらず年代に注意せしものにもあら 如きは此國と同じく大 加羅と称 せし高 **三庭加耶** 0 官加耶の滅亡後三十年を經たり。 十三年保定二年) 二十三年の條に 高靈大加耶 は新羅與與王二十三年 壬午新羅に滅されたり。 三國史記與與王 金丁 天皇二 質に金

兵五千騎先馳入栴檀門立白族城中恐懼不知所為 九月加耶叛王命異斯夫討之斯多含副之斯多含領 見るに七月大將軍紀男紀男麻呂宿彌

とし。地理志には此時の大加耶王を道設智王とせ

異斯夫引兵臨之一時盡降論功斯多合爲最云

K

明天皇二十三年の條に ること既記の如しo 日本書紀は是蔵に相當せる欽

と記せり。 春正月新羅打滅任那官家中在那波形 此處に新羅とせるは廣義の任那にして

此時安羅既に滅び高靈加耶のみ日本百濟の接談に よりて遺存せし唯一の廣義の任那國なれば此國の

記せるものなり。任那官家とあるは雄略紀二十年 滅亡は全任那の滅亡と結果を同うするを以て斯く し大加耶なり。

と同じく附屬國の義なるべきか。 の條に百濟國者日本國之官家云々とある官家の語 尚其滅亡を正月

に繋げしは是歳に起りたる大事件なれば先づ其大 り救援の軍を發せられしが其行動を書紀によりて 網を記せしに似たり。 新羅が此國に迫るや日本よ

绑

祭

34

加羅州城老(下)

國に向ひ副將河邊瓊缶は居曾山より此國に至り百 常時百濟勢力の範圍内にありし晋州方面) は哆剛 より比 即ち

是れ此國が金官の加き日本より直航しうべき沿海 濟に軍計を約束し紀男麻呂は百濟の營に入れ の地に在らずして内地の高靈に在りしことを證す 90

眞與王二十三年保定壬午に滅亡せしは高襲に在り 旗を立てしと同一事質の各一面を傳ふるものなり 之云々とあるは史記に斯多含が旃檀門に入りて白 鬪將曰將軍河邊臣今欲降矣乃進軍道戰濫銳遄攻破 書紀に河邊臣瓊岳元不曉兵對學白旗空示獨進新羅 るものなりで

太子に就きては崔致遠所傷の外に奥地勝覽に陝川郡月光寺を記 既に記せる如く道設智王は異僭王と同一王なるべし。王子月光 あるは前代史官修飾の篩を史記が其まゝ鼈承せるにすぎず。 後に叛せしと解するものあれども是れ附曾の説なり。 三國史記に加耶叛の叛の語あるに因り金官加耶が一たび降伏の

三九

第 179 號

Tr.

國王なるべきか。此國に荷知に名の近き創知あり加羅国記の紀納に金官高經其他執れの加羅國王なりやを考ふるに恐くば金官却に金官高經其他執れの加羅國王なりやを考ふるに恐くば金官の正さいりと断定し卒支公は月光太子の名なるべしと推測は平の事質なりと断定し卒支公は月光太子の名なるべしと推測は平の事質なりと断定に至れり。 の事質なりと断定に至り此問題は倚ほ考慮を悪し斯く驅率にしことの以下の保定二年壬午九月より降入結羅までの語を高鑑加那の事態だすべからすとするに至れり。 の事質なりと断定し卒支公は月光太子の名なるべしと推測は耶の事質なりと断定し卒支公は月光太子の名なるべしか経国記仇と赤人にした。

#### P

りも長かりし籍呼を省略して二字となせしものなるべし。の差異を筆ふまでには正確ならざるなり。荷知も錯知もこれよ年によれば是談区此王の即位前十年なりと疑囚犯の紀年は十年

型て考定せんとす。
本章に於ては金官高靈以外の加羅諸國の位置に

(1) 安羅 - / (2)

り記せ

此地北に晋江あり晋州方面より京流し來りて郡の安羅は慶尙道咸安の地にありし加羅の一國なり

外城を築けり。 基の山城址あり。中に邑北二里の亳山々域は高麗 **範圍に收むることを得べし。安羅時代の中心地も** 題するもの人如し。 の耳山々城と全く同一式のものにして山頂の左右 今の邑を去ること遠からざりしものゝ如く邑北の 地なりしものと如し。遠く宜輝漆原の方面を勢力 より入るも岑道あり。南江の沿岸は近代江水汎濫 には大視の一畳道を除へざるべからず馬山 育に金海の方面に去る。 東北にて北より流れ 深れ 雨皋に内城あり。雨内城の前面を連結して山腹に の為めに乾蕪地となれるも上代に於ては良好の耕 一丘陵には加羅時代の古墳群集し。邑附近には敷 此地の他徳山城門岩山城亦此式に 朝鮮總督府大正六年度古蹟調査報告に詳細に近き將來に於て刊行せらるべき 鎮海方面より此地 る浴東江 の本流に合し取 一の方面 に入る

の辨辰安邪國是れなり。廣開土王陵碑記にも王が安羅は漢末旣に國を成せり。三國志魏志東夷傳

なり之に當り活躍せしこと見ゆ。 め 羅 て任那加羅に入りし時安羅は を救護 ぜん が為 めに高句麗の 11 三國史記地 本軍 大軍を南 Ó 根據 地理志 地 せ Ĭ L ぼせ なきに東國通鑑が如何なる資料に據りて之を二十 りとす。 史記に は法興王とある

-

のみにて

**咸安郡法與王以大兵滅阿尸良國** 那一 加云 耶阿 以其地

一云阿 )。永樂慶尙道 為那景德王改名今因之 邦加倻國云 々とあり。阿邦は阿那の誤なり。 地理志には咸安郡一本阿屍良國

羅あり此國なり。 書紀神功皇后四十九年平定せられし七國の中に安 羅は耶に音幅じ叉那に轉すること周知の事質なり。 阿尸耳の尸

要の は其有無は問題とならざること亦定説なれば今其説を略す。 國とし屢々見ゆれども三國史記本紀には見え | 國の事書紀繼體紀欽明紀に特に欽明紀には主

ず。 村とある |通鑑には法與王二十五年戊午宣代天皇王此國を滅 但し b 知炤王十五年の條に春正月置小京於阿尸 阿尸村は此の阿尸良國と思は れず。 東

缩

["[

卷

T) F

缆

とせしを日本の救護により復建することを得 金官加 五年戊午に紫記せしか明 ありしならんか。書紀宣化天皇二年の條に天皇以 一羅を併せし勢に乘じ大學し ならず。 但し此頃新羅は て此國を滅 じ事 さん

明天皇四年の 加 重要なる根據となり日本の武人多く駐在せり。 一羅諸國と交通上の要地となり。 百濟の上表文には「夫任那者以安羅 半島經營上に Ł

りといふべし。欽明天皇

ならざるか。

之を法興王の滅ばせしとするは誤れ

の初年には此地は

は日本と

任那加救百濟とあるは安羅救護の事を傳ふるもの助任那是時罄留筑紫執其國政以備三韓狹手彥往鎮

新羅寇於任那詔大件金村大連造其子磐與狹手彥以

皇十五年百濟大敗以後書紀に見えず。 ありの但し此語は百濟本紀には以安羅為 安羅 是歲卽 の名欽 明

爲兄唯從其意安羅人者以日本府爲天唯從其意」の

[7] 虩

第

號

「水」をいふなり。(然れども尚州附近にありし武を彌知な景德王

が丹密に改めした見るに密の字音「ミチ」なりし場合もあること

王十五年若くば其後雨三年中に新羅に滅されしな

江水は洛東江にして漆原の北に當る部分を指すも 漆原に及びしならむ。叙明紀五年百濟王の語中に 新羅安羅兩國之境有大江水與害之地也」とある大 此國の盛時に於ける彊域は咸安郡の地の外宜寧

のい如し。 **蒋す。此の江は漆原附近にて單に「水」と蒋せし痕跡あり。洛東** 洛東江は虚に從て名を異にすと雌総稱して洛東江或は加耶津と

なる。推、密、度、質の文字を假りて表示せる語の本源は鬯(mir) 推密の音より轉じて蔑智 myor となり更に聴じて買り(mai)よ ルプル」なりしが爲めなり。地理志に推消な密律と致むとあり。 いふ語の假字に用ひられたり。推夾都を密陽と敗めしば本「ミ の一區間の名に用ひらる。推は訓にて鬯(mir)といふより鬯と 江の此地方沿岸の地名に推浦蔑浦密津買浦の名あり。時に此江

**羅加耶は即ち大加耶なり。** 多含傷の註に加羅語間門為梁云とめり。三國遺事に羅入力言語 故に火伐弗等と共に此字を用ひたるが如し。除字が咏字と混用 ボル(pör)の音を表にずに喙の字調早司(puri,(鳥獣の目)なるが \ 管為道故令或作沙梁梁亦讀道とあり。新羅の上代プル (pur) 義なるべし。門な「ト」といふは加羅の古語に同じ。三國史記斯 は欠の意義にあらずして阿那、阿羅の朝鮮古語と同じく「大」の 邦語に長門の國か門穴と書き古くば「アナト」と稱せり。「アナ」

(朝) Ryur (日) Ritn 結 (朝) Kyŏr (日) Ketu° 出 (朝) Chyur ること密の字音朝鮮 mir にて日本にては mita となり其他に律 なり 世は日本語となる時は語尾の下は 10 に続じて「ミッ」とな

にて明なり。館ち朝鮮語のミル世は邦語に 移さばミツとなり (日) Siyutu。 幸(朝) Sur (日) Sotur 髮(朝) Par (日) Hatuなる

> 語は「ミチ」「ミッ」より「ミル」に移りしか。朝鮮にては「水」の語 明なり密の字音が「ミチ」より「ミル」に移りしとせば水の朝鮮古

に同じく共本源の意義は「大」なりしなるべし。阿 なり。安羅(阿羅)は阿羅斯等阿利叱智の阿羅阿利 羅沙羅の別稱あり。沙は金の訓凶 Soi の音を表は す假字なりしを後に至りて其意義を忘れられたる の語の轉移を重れたるなり。 新羅頃より忘れられしが如し。 退水の退が「水」の義なること坪 早くより買より現代語音(ムル)に隠じて冒(ミル)の水なること 世宗實録地理志及興地勝覧によるに咸安には金 **井自島韶先生の説あり。置は訳に同じ即ち引(mai)も亦「ミツ」** 

はせし地名は喙即ち啄の字音を以て呼ぶこと行はれ間にて呼ぶ 然るに文字の通用盛となるに及び喙の字を以て「プル」の音を表 せしこと

「按野按齊の鑑註倭名類聚抄に詳しく説けり今略す、

学は制叶司(tari)(現代語水橋)にして其側が塗叉は道の字音に れたるなり。栫加羅に門は梁の字音の語にあらずして訓の道字 近き爲め喙诼の文字の代りに此文字用ゐられ梁亦讀道と記せら 音にて競み更に「宅」の字なも用ゆるに至りしが如し。而して梁 る逐学を使用し除逐の学音に近き「滏」或は「道」の学音に類する こと次第に消失し途に陰字の代りに字音も字形も此字に近似す

にあらかして安羅安那の「アナ」に同じき朝鮮古語なるべし。 **沂り近江國晋名邑に暫く住みし事書紀の註に見ゆ晋名は邦語穴** 音「ト」に近き語なりしなるべし。 新羅王子天日槍が莬道河より

(2) 多羅

きて日本天皇の詔書を聴きし國の一なり。三國史 て書紀に列記せるもの欽明紀二年の條に百濟に赴 多羅は神功皇后が平定したまひし七國の一とし

國草八國幷之とあり。婆娑尼師今は神功紀の波沙 記に婆娑尼師今二十九年の條に遣兵伐比只國多伐 なり 婆娑尼師今が之を丼すとは文飾にして

0

27

绺

OF 缆

加羅盟城老(下)

自然にして昌寧の地、草八は草伐にして草谿 恐くば併存せんとせしも日本が此等を投護せし為 なり。多伐は卽ち多羅なる可し。三國史記婆娑尼 師今二十九年の記事と神功皇后紀四十九年比自体 め其意を達せざりしものなるべし。比月は比斯伐 の地

とあり。之を以て多羅を陝川にありしとする説あ 江陽郡本大良中州郡景德王改名今陝川 南加羅睺安羅多羅卓淳加羅の七國平定の記事との

間には連絡あり。三國史記地理志に

因之とあり。居昌は陜川を流れ草溪を經て洛東江 三國史記に居昌郡本居烈郡或云居陀景德王改名今 に徴するも多伐の多羅は陜川にありしなるべし。 り。婆娑王が比只草八と同時に伐ちしといふ傳説

に入る黄竜江の上流にあり陜川の地と一區劃內

しことは三國史記に あり共地は多羅の一部なりしなるべし。 初期この居陀州が今の晋州地方までも其管轄せ 第 「展州神文王五年唐垂拱元年 新羅王

(五七三)

號

[7]

四三

几 29 (五七四)

郭 24 號

るべし。此書に依れば今の安東の地は新羅の古昌 **分居**随州 。置著州景德王改名今晋州」とあるにて 知

**陁羅なるべし。居は大の義あり。居陁羅は大多羅** 改めしより推せば居昌と改めし居陁は居陁耶即居 郡にして本と古陁耶郡なりとす。古陁耶を古昌に なる可し。百濟を國語にてクダラといふ若し其語

名より起りしとすればクグラは此居陀羅より起り しなるべし。 して百濟に接して百濟地方に入る門戶に當る地

(3) 哆明

冬十二月百濟遣使貢調別表請上哆唎下哆唎娑 |剛には上哆剛下哆唎あり。 織體紀六年の條 陀牟婁四縣 石濟遠隔日本且 哆唎國守穂積臣押山奏日此四縣 一幕易通鷄犬難別今賜 百濟 方にして下哆唎は熊川地方にして日本の直轄地

とあり。 失政をなせり。哆唎はもと多羅と同語なり。 合為同國固存之策無以過此云 大件金村此識を約れて之を百濟に與へ大 然れ

「任那之下韓之地」なり。高靈加耶の滅びんとする 羅地方との直接交通の杜絕するに至れり。 ども之を混ずべ 得たる後に郡合城主を置き其結果として朝廷と加 て知るべし。上哆朗下哆剛娑陀牟婁は百濟が之を られし後尚ほ加羅の一國として多羅の存せしに からざることは哆唎既に百濟に與 此地

**哆明は正しくは哆居利なるべし。上哆唎は晋州** るもの後に郡の字を以て意味を表はせしものなり り。思うに哆居利の居利は忽の字を以て假字とせ の註に久麻那利者任那國下哆居利之別邑也とあり や日本の援軍は哆唎より入れり。 **人麻那利は慶尙道沿海の熊川なること既に述べた** 雄略紀二十一年

倒せしにあらざるか。多沙が百濟に與へられ りしなるべし<sup>0</sup> 娑陀は不明なり。或は陀娑(即多沙)の 地理的稱呼にして國名にあらず。 文字の轉

り加羅王が憤りて新羅に附せしこと前に述べたり

若し 一姿陀とすれば是亦先に云へる如く河東郡 地 方

なり 自郷なり 牟婁 記者 小 加耶 し其名の近きを求むれ 0 條に述ぶべし) ば固 の地内に新羅統 |城郡(本、古 域泗

一時代初期に蚊火良縣あり大東興地圖には固 H 以上四縣の地は河東を除くの外は百濟 に其址を記入せり。 と鷄犬別

ち難き地 にあらず。之を百濟に與ふ當時 「大件大

連與哆唎國守穂積臣押山受百濟之陥矣」と流言あ

がは左 一もあるべきなり。

くより日本直轄領となり哆唎と稱せられしならん |國志東夷傳の辨辰濟窟國は或は哆唎にして早

(4) 限

か。

陊

啊

Ö

事尚は考究を要す。

鄙若逃しく淺薄な

紀 那 九年新羅征伐の條に Л, 佬 研 究 加羅照城考(下) 「紀小弓宿彌等卽入新 神功皇后の平定しまひしと傳ふる七國の一なり

數百騎馬軍亂走是以大敗小弓宿彌追斬 羅行屠傍郡新羅王夜聞官軍四 面皷聲知盡 敵 得 將 慮 随 H3 ৷尿 Hi,

**歐已吞居加羅與新羅境際而被連年攻敗任那無能救** 地悉定造衆不下云々」とあり。 「近江毛野臣奉六萬欲往任那為復興建新羅 同欽明天皇二年の條には「 同二十一年の條に 所 被 南

脈の國 羅國 記して「夫喙國之滅匪由他也喙之函跛旱岐貮心加 |授由是見亡」とあり。同五年の條に||百濟王の言を 不為內應暻國雖小未必亡也」とあり。是によるに in が新羅に 內應新羅加羅自外合戰由是滅者使函 隣接し加羅 と新羅との間 に在りし 區戰旱岐

こと知るべし。 三國史記地理志に大丘縣本達句火縣景德王改名

傳には景徳王改名の後なるを以て大丘と書せるを 本紀沾解王の條には達伐城とあり但し此城を築き 今因之とあり。大丘縣は今の大邱なり。此書の 金陽

绑 加

(五七五)

軄

[Л.

II.

しといふは一時領有せしことあるか同名異地

研 筅 加羅照城考(下)

0) 阴 孫 ならず 穏の 雞 倘 林 13 一関哀王の條には達伐之丘と書け 額 事に王氏高麗の方言を記して b

宋

M

Ż

8

に発港の

說

日際 香莲

と背せり。 雞の現代語は話(tark)なるが語尾に二

子音 が重りて其熟れが一子音をのみ發音する例の

語なり。 達何は雞字の訓と殆んど同一にして呈子

Tarkuなり。喙(tak)となり或は達(Tar)となる怪む 伐比自

と達字の音とを相通せしことを證す。 共言語より考ふるも其位 脈(トク)は 發音せり) 雞曰啄音達とあるは高麗人は喙字の音

に足らず。(喙字は涿字と古來混用し涿字と同じく

際(タク)と音近し似たり 此國我が安閑宣化の御代新羅法與王の末 が如し。 ろより推せば 限淳 心卓淳 に 作 大邱なる事

明なり。

れたるが如し要再考。草と同音の喙に混用さ 年に新羅に滅されたる (5) 此自 功皇后が平定したまひし七國の一として書紀 体

> Ŷ, 70 號 四 六 Ti.

ا ال ありて明 Ĭ 豚 が慶 行なり。 一街道昌寧の 三國史記地理誌に火 地 なることは

十六年殿景徳王改名今昌寧郡とあり。比自 王那本比 自火郡」一会比兵與王十六年置州 名下州二 1火比斯

体は同一名を異假字を以て表は

せるものな

韓國なり三國史記婆婆王紀には比尺と書き昌寧に遺 り三國志魏志の不斯國は或は此國なるべき かの親志

子或 存する真與王碑には比子伐 の音消えて非火に作り五 と書き本別史略には自 加耶の一に吸へ tz 90

**b** 1-たる斯二岐は或此自岐の証なるか。 此地は洛日本書紀注に任那十國の一として輩げ此地は洛 頂 あり密陽方面より陝州草祭草八 に古城址あり宣祖壬辰丁酉の 但し其間に岑道 あ り。邑の東方に に向 役郭玛站 錚め ፠ 東江 \_\_\_ の修築 る火匪 要儿 の東邊 13

は却て後代の を經て原形不明なれども暴形より推 すをうべし。 高鼠の もの 山山 火王山の支茶の 如如 々城の如 邑東の火旺 ζ 侧 双內 illi 城式 に在る牧馬山城 4 山麓よ の構造を成 ば威安 V) h

14

Ö 小 郎上に 加羅時代古墳群あり 巨大なるものあ Ď に停(兵營)のあり此地は新羅王朝時 數に於て大 禮山 處新 羅 耕 種各自耕之不相侵奪とし。

時代のものを混すべしし地なり古墳中には此 さに於て咸安に靉らず。 **尚ほ日本書紀繼體三十三年の條に新羅の將軍伊叱夫が抄掠せし** 

しては其一たる金官と其去ること遠きにすぐるが如し。 といふ四村の註に登知あり。其名比自伐に似たりと雖も四村と

(6) 卓淳 神功皇后時代百濟人が日

本朝廷に朝貢せんとするや此國に來て道を索めた

を經過往來せり。 ることあり。茲に於て最初の日本百濟交通は此國 尚は皇后の代に日本軍は卓淳に に奪回 伏すべく此五城にして降伏すれば卓淳は安羅

上下携武至欲自附内應新羅由是見亡と記し。 欽明紀二年の條に百濟王の宣言を記して其卓淳 间五

りと傳ふ。

年の條に百濟王の上表文を記せる中に新羅春取除 **淳仍饐我人禮山戎而遂有之近安羅處安羅耕種近久** 四 研 加羅盟域考(下)

> 卓淳之國亦復當與云々とあり。以上の記事に 五百弁我兵士勿使作田 要害也吾欲據修繕六城謹請天皇三千兵士每城 百濟王の宣言中に窃問新羅安羅兩國之境有大江水 **|而過惱者久禮山之五城降首** 充以 ţ

城を有し安羅蝦と境を接するに至ること、 ば卓淳は半島の南端にありて日本より交通 兵し新羅領土の農耕を妨ぐれば久禮山 面より新羅と安羅の境界をなす洛東江邊に築城 の地なること、 新羅にして卓淳を併すれば久禮 の五城は降 安羅 方

õ 至便

地を圖度して築城して兵を還せし城なり。 入りしを以て如何ともすること能はず二國便宜の 野臣は任那の久斯牟羅若くば其附近にありし城に 濟新羅の連合軍が近江毛野臣を制せん 久禮山城は久禮牟羅 城にして整體 天皇の とするや毛 未に百

一さるべき地位にあること知るべし。

Ш -12 (五七七)

ű, 四

號

擬 地

理

志

Ė b

3 ~ 辿 に二あ は三國史記

義安那本

自郡景徳王改名とあるも

の今の昌

原

なり

山縣の居を一に屈に作る如風は居に通ず「百濟の居知

L

毺 Ш 0

里に山八を山足に阿道な安道に南山山を南山に 桃沙を白沙に安尼にとれば萬暦十四年丙戌に皇名を改め並火谷 を並谷に坪館を平路 らず美語に改むることあり。例を成朝鮮にては地名か美字に改むるのみ

宗王初年に成りし京山志に戦する 古風の地名は近年傳らざるもの殆ど其名を存せす 其地位すら不明のもの多し。星州郡に於ても蕭 小里名には文字を以て筋すべからざる 古風のもの多けれども近年火を安仁に由法彌を由翼に攺めたり。萬暦十五年の咸州志に記する

。な り に改めらる、知さは朝鮮に於て常に行れし事にすぎずとするもの多し余は之を以て乞德を飽德の古名とはなざい れども乞德が飽德 及び乞徳城 造 一営の 事質と仇禮城 造 一営との

此國 との 以上論 間 かり 15 嘗て巨濟島までを傾有 今の昌原地 **せしことによりて卓淳は金官** 方に 在 6 せしや否やは攻究 し國な らとす。 加 羅と安羅 111 3

なり古自は「コシ」なり。

人 斯 年 羅

は風

自牟羅に

仇禮

城

O)

位置

等は尚

ほ攻究を要す。

部ち

て昌原の地なり。(警紀の己��已利は古自已利

安羅卽ち咸安の

地

と昌原の地との界に

ある

べ

lo

の洛東江澄に築き新羅人の農

本百濟にして漆原

原の

別界に る他徳

ある 此

なり。

此城或は今昌原咸

あ

山

城 かゞ

カシ 為

と思は め

À

ざる

あらず。

辛亥三月師

一十五年の辛亥の條の註に引ける百濟本紀に

進至干安羅管乞德城とある乞德城

妨ぐ

n

城降伏

せ

ざるべからずとい

£

には成

~

百

|城なり)。以上

の記事によりて考

تحد

3

1:

人體

城城

は

とは斷じてあるべからず。屈自は「

て存在せし郡なるが故に此二郡が

同 Ď

發音なるこ

うし

シ

上なることあり

離屈

自と古自とは地接近し且つ時代を同

一郡景徳王改名今因之とあ

3 二は同

固

城

Ö 書に

地

73 固

Ď 城

那

本 0

有せらる 面 き問 0 亟 題 1-Tì 領有せらるべきか **b** 巨濟 局は位置 然らざ より論ず れば i H ば 本 Ż 1 Œ 城 領

此卓淳なる べきにあり。 うべきか 彧 なは前 三國志魏志の に説 3 が 语 加 ζ 朏 國 少問なる は 或

ほ攻究を要す。

尚

11 ب L

。時久氏

**湾が日本に交通せんとし久氏等三人を卓淳に遺** 

TÍ

カコ

等は樂浪帶方時代の航路などり半島の西沿岸より南沿岸を迂回 を以て此地の位置を論するには有力なる資料たるべきなり。 するも是れ卓容の位置に本づきて作成せられたるものなるべき にして Legend にあらざるを以て尊重すべし。後代の作成説と して卓淳に達せしなるべし。此事か著し傳説とするもTradition

帶沙とを百濟に與へられし事見ゆ此朝廷の處置に 百濟斯羅安羅伴跛の使臣を朝廷に引列して已汝と 臣が國の已汝の地を奪ふと奏せしかば是歲天皇は 日汝に就きては繼體紀七年に百濟國より伴跛國

日本紀に同 力なる資料あり。 新撰姓氏錄吉田連の條に此國の位置に關して有 已汝を正しとすべし。 じく吉田連の家傳を書きて已汝に作れ 但し姓氏録は巴汝に作れども續

國に引導せられたり。

討伐して大敗北し百濟に救はれ已汝に迎へられ其

して日本に反せしかば物部連之を

就て伴跛は憤懣

吉田 天帮彥國押人命四世孫彥國章命之後也昔礙城瑞 連大春 日朝臣同 · 祖觀松彥香殖稻天皇時

籬宮御宇御間城入彥天皇御世任那奏日臣國 相轉民不聊生臣請將軍合治此地即為貴國之部也 土地人民亦富饒與新羅國相爭彼此不能攝治兵仗 有三巴汶地 (中略) 天皇命鹽垂津彦命遣奉勍而鎮守彼俗稱宰 (上巴汝中巴汝下巴汝) 地方三百里 東北

とあり。續日本後紀には之を已改と書し等六月の 也後順國命往居三已汝地其地遂隸百濟鹽乘津 位下同姓高世等賜姓與世朝臣始祖鹽乘津大倭 右京人左京亮從五位上吉田宿彌書主越中介從五

為吉故謂其苗裔之姓爲吉氏

世孫達率吉大尚其弟少尚等有懷土心相尋來朝世 田連 傳醫術彙通文藝子孫家奈良京田村里仍元賜 姓吉

に於て幾計り正 とあり。吉田氏の家傳が年代に於て誤りあり事實 しきやは疑ありと雖其已汝の地 (五七九)

纶 几 鈅 猊 定録に曰く。

鵼 四

號

四九

に就 郛 て語るも 四 卷 研 0) 究 到 加羅照城考(下)

十里 新羅と百濟と相爭へる かなり。 其の任 那の は 東北に 底偽りを容る人の餘 地點なることは注意 ありて地方三百里 地 13

すべし。 新羅と百濟とが慶尚 の西方に加羅諸國 0

存在せる時代に攻伐せしは多くは慶尙

0 四北、

忠

り別れしものなるべきかの開掌の属際に禦侮癖あり本は今

聞慶と開 毎間

とに成昌

とある地なる べしと説 求むべきなり。内藤博士は已汝は三國史記に甘文 清の東方ならざるべからず。 已汝の地 かれたり。廿文とは三國史 は此方面に

地理志に

德王改名今因之 軍主為青州眞平王 **每那古廿文小國也眞與王十八年梁永定元年置** 一時州廢文武王元年置廿文郡景

にあり。 出でゝ東流し善山の南にて洛東江に入る廿川の陽 とありて今の開寧なりとす。 に及び地理志に ども甘文の名は此地に止まらず遠く鳥嶺下の 廿川 だは甘文川の名の略まりしなるべし。 開筆は 知禮方 Ī より

> れども頗る紛れ とあり。冠は韓音관 Koan して甘は韓音谷 山 縣本冠縣 .易〜移り易き音なればもと同音よ Kam 一云冠文縣景德王改名今問慶縣 國語 カンにして音を異にす 國語クワン Kuwan C

同じく 以て表はゼーこと後に取くべし。「今」は百濟方面にて已汶の文字を くべし。 州は沙伐國の地と傳ふ。古寧加耶に就ては後に説 くある語にして金村金城の義なり。 いふ傳説は尊重すべし。沙伐は新羅の本名蘇伐 と尙州とあり。咸昌は本と古寧伽耶 沙伐の沙は「金」の義なり伐は地名の下に多 唯加耶の一國が遠く此地 にまで存せしと の地 と傳へ尚

助費尼師 討破廿文國以其地 50 記開寧の位置より見て廿文の已汝なること明 甘文沙伐の事早くより三國史記 今二年の條に秋七月以伊後于老爲大將軍 為郡とし地理志に尚州沾觧王時 に見ゆ。

取沙伐國爲州とあり。 助資活解は日 本應神天皇頃

たるなり。即ち甘文の地方は開寧より聞慶に至るまよりて定め 斯く傅へしならんか。上巳汝は聞慶地方中巳汝は で邦里三十里に亙りし地なるべし。古寧加耶とい 尚州地方下已汝は開寧地方なりしなるべし。 水流に せるは其質百濟と攻争の結果一時占領せしことを に當る時代の王なり。こ人に郡と爲す州と爲すと

によるべし。 汝忠是中已汝倫の地順次新羅に歸し下已汝卿のみ日 のなるべし。甘文を開寧にありし小國とするは是 本の領土となりて永く甘文の名を存して殘りしも 出で百濟と抗爭するに至りしものなるべし。上已 み。安東を中心として咸昌尚州卽ち甘文の方面に 羅の北方の經營拓地は先づ義城より安東方面に進 甘文の已汝なること疑を容るべきにあらず。新

> 山の北に侵入して新羅の爲めに大に敗られたること等によりて て百濟を拒止すること能はざりし時代に於て百濟が甘川の流域 も證すべし。加羅諸國が存在せしために新羅が秋風岑の要地に (安東)に入り大敗せること眞智王二年に百濟は一善即ち今の善 るや先づ沃川の幽山城(三國史記管山城)を陷れ進んで久陀牟羅

代に互れる數多の古墳あり。歷史地理上研究を要す。 て江の東海平而洛田洞の地にありしなり。佛僧が高句麗より初 の軍政上の重要地なりしなり。此地に三國時代より新羅統一時 めて新羅に入りしと傳へらるゝ一善は江東の地なり。新羅北境 を領有せしこと怪むに足らず。 一善は今日の善山なれども其中心地に今日の善山邑にあらずし

ひ沙伐と云ひ甘文の別國なるべし。

州九縣を擧げし中に「已汝縣本今勿」とあること是 れなり。支澤は應神紀八年の條の註に引ける百濟 に唐が百濟を平定して一時置きし州縣を記し支潯 尚は一事の説くべきは三國史記地理志百濟地分 のなり。 尙ほ交通の上より見るも尙州方面は加羅諸國と一體たるべきも き低き程度に於ては何等の説明を加ふること能はざるなり。 開寧の古墳は石室の構造に特殊のものありと雖研究の現今の如

绑 þg 研 なることは欽明天皇十五年百濟の聖明王大擧新羅に入らんとす **尙州別寧地方が秋風帯を超えて百濟が新羅方面に侵寇せし地方** 

ĩĘ, (五八二)

邹 ŲŲ

郭四號

れるも言語變化にして其下にn音を要するが爲め高麗の蓋蘇文の漢譯は蓋金にして蘇の一字にて足

でFで用以たEと子也とあれば皮浸の也はで急の我枕彌多禮及峴南支侵谷那東韓之地是以遺王子直里の地に入る。百濟記に阿花王立无禮於貴國故奪北にある今の唐津の地なり。已汝は今の德山 原東北にある今の唐津の地なり。已汝は今の德山 原東北に支侵とある地にして三國志魏志が馬韓の一國記に支侵とある地にして三國志魏志が馬韓の一國

も或は支侵と共に天皇直領地となりしことあるべ直轄領地に入りしことあり。この忠清の已汝の地支于天朝以先王之好也とあれば支侵の地は天皇の 1

ず。甘文と已汝と今とは同一地名を別假字を以て「せに賜はりし巳汝は亦慶尙の巳汝ならざる べから」のるべからず。百濟及新羅安羅の使臣を會して百濟「異する處によれば吉田氏の巳汝は慶尙の巳汝ならざ「突

汝にあらざるかと思はれざるにあらざるも其説明ければ吉田氏の祖先の已汝に入りしといふは此已

伴跛國の事は書紀繼體天皇七年八年九年の條に

(8)作跋國

の如き是れなり。

おらずして語尾のロ音を要して用ひられたることは文已汝に於ける文汝の字音は主要なるものに

表せしにすぎず。

甘文と名つくる地址今の朝鮮に角ほあり。達城郡河流面甘文洞にしてまた甘文の已汝なることを證す。とは注意すべし。これ明に甘文の名の殘りしものとは「大」の義なり。尚ほ開寧の北に今忽縣ありしこに文の字を添へしに同じ。 されによれば甘文已汝

らん事を請ひしに許されざりしことを記し 翌八年政の四國の使臣を朝廷に引列して已汝と帶沙と件政の四國の使臣を朝廷に引列して已汝と帶沙と仲政の四國の使臣を朝廷に別り天皇は百濟新羅安羅女しめらん事を請ひしに因り天皇は百濟新羅安羅要なる國なり。其七年の條に百濟は伴跛國が百濟突如として現はれ忽ち消え他に所見なし。甚だ奇

华 o) 條には此結果として伴跛の日本に叛亂 せしこ

とを記

士卒兵器以逼新羅駈 三月伴跋國築城於子吞帶沙而 日本復築城間列比麻須比 略子女剝掠 in 連 滿奚置烽候邸問 村邑凶 組麻且奚推 勢所 泖 封聚

百直詣 傳聞件跛人懷恨銜毒恃强縱虐故物部連牽 仍刺副物部連遣能歸之物部至至連是月到于沙都嶋 九 有遺類矣暴虐奢移惱害侵凌誅尤多不 年春 帶沙江文貴將軍自新羅去夏四月物部連於 二月甲戌朔丁丑百濟使者文貴將軍等請 河詳載 一舟師

Ti

新羅

徭

靈加

耶に非ずとするに至れ

, b

其位置を考ふるに

十年夏五月百濟遣前部木刕不麻甲背迎勞物部 (中略) 秋九月百濟遣州利 即次 連 きし

原因

於已汝而引導入國

島名連羅

盡燒帷幕

物部連等術畏逃遁僅

存

命泊汝慕羅

帶沙江停住六日伴跛與師徃伐逼脫衣裳劫掠所發

と記せり。 將軍 副物部連 第 余初 來謝賜已汝之地 め天皇六年に朝廷に引列せられた (下略)

と認

め

l

國なりし

四

卷

初 究

加羅臘城考(下)

る使臣中に此 の見えざる事と帶沙(多沙と同じとして) 問 題 に最も利害關係の多か るべ き加

羅使臣 とを以て伴跛は加羅即ち高靈大加耶 百濟に賜  $\widetilde{\mathcal{O}}$ Ľ に關係あ る事其國の强大なりし の別名 (或は 事等

**闘せしに伴跛は新羅を抄** 本名)なるべきかと考へしが多沙津 にして異地なると高靈加耶は日 がせし事等を以て之を高 一本を恨みて新羅に 0) 一帶沙 と同名

已汝と接することは勿論にして帶沙江邊に に接近せること知るべ ì 物部連が其暴 あ 遊な b

以て何等の準備なく顧 より輕卒の行動にして是れ僅存身命 ることを傳聞して沙都島より僅に五百人の 慮な Ĭ 征 討 상 の大敗  $\bar{h}$ とせ が北を招 舟 Ū びは元 師 B

は伴跛の小國な と説 な 内藤博士は伴跛を以て星州にありし れど物部連 か れたり。 りしに因るべし。 をして此行 其説從ふべし。三國 已汝を以て甘文 動を執 らし 迎記 本彼 め

號

第

)/D

歪

别); if. Ji. 四

绾

四

地 造志に

とあ till b 安縣本本彼縣景德王改名今京山 Ŵ して加 碧珍加郷に就くべし 羅 のありしと傳

羅との關係より見て明なりとす。 く聞えざるは此小國の强賊的行動は日本を始 の本彼にして星州なること已汝の地との 時代と認むべき古墳群あり。 伴跛の 名其後全 關係及新 ふる星州 伴跛 かと

**∤1** た次に説く可して 部名なることは次に論 るなる かに因る 満奚は舊星州郡の東南洛東江邊 べきか。帯沙江の洛東江 置する所なり。 子吞の 事ま 0

して新羅百濟に僧惡せられ恐くは百濟に討滅せら

那星山面に編入され星州高靈と大邱との交通要點 に當りもと驛を置きしも現今は江流の變移と新道 に名を殘せる茂溪にあらざるか。茂溪は今は高靈 0) 結果渡津より北方に僻在するに至れ b

b

に至り

て同名の別律とするを適當と考ふるに

至れ

の意義不明なり本彼部あり本彼

すべ

し

麻且奚削

刻

比

脲

須

比は未だ考なし。

江に詣りし爲め百濟の使者は新羅書時百濟と 物部連が沙都島に至り伴跛 帯沙江は百濟の使者を送りて百濟に赴か (9)帶沙江及子吞 0 叛を聞き直

h 15

ક

を經

して歸 多沙 新羅を經由 係より見るも洛東江の一部の名稱なるべし。 者の如く膽津江ならんには百濟便節はこれ 一津は初は帯沙江 図 せりと記する地なり。 して歸るべきにあらず。 しと同じかるべしと考へしが後 若し 件跛已次の 帶沙 カジ が寫に 他 0)

の要地な べし。 百濟に賜ひしといる帶沙は江名の  $b_{\circ}$ 子吞帶沙に築くといへば子吞に近 由來せる 江邊

子吞の位置に至りては推 72 3 べ

测 の外に證

火にして推良火といひし玄風と地名に近し滲考と

民は平利

mugyŏi

なり

音は武の字音に同じ推封は推

る

ならんには已吞に同じかるべし。尚ほ已吞の條に も釋日本紀には「シトン」とよませたり。「コトン」 のなし。 書紀流布本には子吞を「コトン」と讀ます

說くべし。

國なり。欽明天皇二年の條に百濟王の言を記する と共に新羅に滅されしを日本が復興せんと試 **已**看の名は<br />
證體紀欽明紀に<br />
見えて<br />
隊及び<br />
南加羅 みし

の境に在りて恐くば喙と地相接近せしなるべし。 無能救援由是見亡」とあり。其國は加羅と新羅と 春日朝鮮現代語 Elianなり地理志に水谷城縣 一云買且忽、十谷縣 督の字音に讀みしこと明なり押督は帰國の同 

類國

中に「除、已吞居加羅與新羅境際而被連年攻敗任那

皆。タン」と讀み。タエ」ときこゆることあり。又地名の下に谷字 することあり或は谷の現代語包sirと称することあり或は子 kor を附するものは甚だ多し。此場合に於て谷の字音音 kok と發音 研 究

銷

73 彸

加羅閩城考丁)

字を以て表せし「地方」といふ意義の「コホリ」「コル」なるべし。 るを考ふれば「コル」は谷、洞の文字の意義に關係なく上代に忽 > 音 kor と語むことゝあり「コル」とよむことは谷、洞に共通な と称することあり。朝鮮地名には洞字を字音モ ton とよむこと

麗末に慶山に改めたるなり。押梁を押督と書せる押梁 1作 小國置那景德王改名今章山とするもの高 慶山あり。 三國史記地理志に獐山郡祗珠王時伐取 已呑に近き古地名を求むれば大丘の東南三里に 鄙考あれども尚ほ考か要する點あるた以て後日更に簽表すべし 「恕」と「火」「代」「弗」との文字を以て表はされし語の関係に付て

づ朝鮮の地名の下に吞字を附するもの今尚ほ小地名に往々あり 音同じ。春の養「谷」なること知るべし。図語の「タニ」と同語に出 攻究すべし。尤も子乔にして「コトン」と讀むべき り。緑の國の北に置くべきか南に置くべきか尚ほ の已は大の義にして已呑は大谷と譯すべきものな にして新羅の際はもと谷(タニ)の義なるか。已吞 となすべからざるに似たり。或は喙と吞とは同語

號 Æ Æ (五八六

郛 [7]

ならんには子吞は巳吞と同じかるべく然る時は之

政名今八居縣とし世宗王寶蘇地理志には此記事に別號七谷族後溱谷は地理志に八里縣本八居里縣一云北恥長里一云仁里景徳王商丘已吞に就きては後に記する星山加耶の條に說あり。を大郎の 北方に漆谷の 方面に 在りしとす べきなり

### (11) 小加耶

の七谷なとりしなり。

居音轉而爲茁とせり。仁祖王十八年に漆谷郡心置く名稱は別號

しと記せるは此地に郷傳ありしによるべし。古自りしるのとせり。本朝史略には小加耶の一國あり事と三國史記とを弁録し固城縣本市自郡景德王改為固城郡と記せり。小加耶と三國史記には固城郡本古自郡景徳王改名今因之と三國史記には固城郡本古自郡景徳王改名今因之と三國史記には固城郡本古自郡景徳王改名今因之と三國史記には固城郡本古自郡景徳王改名今因之と三國史記には固城郡本古自郡景徳王改名が出域に在三國遺事に五加耶の一に小加耶を擧げ固城に在三國遺事に五加耶の一に小加耶を擧げ固城に在三國遺事に五加耶の一に小加耶を擧げ固城に在三國遺事に五加耶の一に小加耶を擧げ固城に在

の自は朝鮮現代音ス Cha なれども「シ」の音を有めとす。此地は哆唎と稱せられし地方の内ない。勿稽子傳の古史浦は此地なるべく。繼體紀二十三年の條に近江毛野臣が新羅の兵を見て熊地なりとす。此地は哆水を比斯伐比子伐と書けるにて知りとす。

今の泗川の地は本と史勿と稱せしこと三國史記に見ゆ。

り してもと加利面と稱し星州郡内の地なりしが近年來 りしと記せり。加利縣は今の高靈郡星山面の地にと 五里にあり。本朝史略は此加耶を以て加利縣に在取 寧は其後に至り咸昌と改めらる。其地尙州の北方遺 為古多禮郡陰經景景德王改名今咸寧郡と記せり。咸と 三國史記地理志に古寧郡本古寧加耶國新羅収之っ (2)古寧加耶

管轄を移されたるなり。新羅時代には星山郡治の

今加利縣とあり。 ありし處にして星山郡本 加利 13 加羅なる可 \_\_\_ 利那一家里 į 景德王改名

古冬機の古冬は音已吞に近しと雖余は之を以て此國心已吞なり

とすること能はする

思うに古寧加耶は加利縣にありしとするよりも

王ハ共郡ノ名テ古名二復シタルニヤ」と説かれたり。参考とす

景徳王更に古寧に復せしにあらずして古冬欖を美 語なり。 あり **尙州に存せしものか。 古寧の稱は古冬欖の冬字を** 方の主府を指すとあり。然らは三巳汝の中心甞て むに足らず。但し坪井先生の毅示に徐伐の を離れて存在せるが如きも其南方の尙州に沙伐國 地方とし b 此加耶國は三國史記の說に從ひ咸昌となせば群 ŕz ・更に南方に廿文國 るもの機は羅に同じく地名の下に附するの 古寧加耶 て加耶 の國の存在せりとの傳あること怪 ありて古冬欖の名を生じたるを ありしとの傳あり三巳汝の 語 は地

**b** 0 咸昌に ありしと するを以て 事理に合へりとす。 以て追称 三國遺事共に京山即ち今の星州に在りしとし之を (13) 星 山 星山 星山 は既に云 加那 加耶 ï 12 るもの Ö 秱 へる如く加利縣 は星山郡に なりの 星山 ありし加耶を郡名を 加 1 IIIS ありし古郡名な は本朝史略及

星山加耶 を置 くべきにあらず。 には星山郡の領縣にして別名ありしを以て此地に

碧珍加耶

の別名となせども星州の

地は新羅統一時

名美字に改めたるものなれば古寧加耶の稱は古寧

郡時代に故國の名を追稱せるなるべし。

理志には光世宗質録地

しを近年高靈郡に移し星山面と改稱せり。 の沿岸にありて高靈より大邱方面に 加利縣 の放地、 は既記の如く星州郡加 星州より同大 利 Tu 洛東江 しる称

成寧に改むとせり。宗王十五年甲子古寧を 那珂博士は古寧加耶追稱説を採り「叉晋背前湊職記ニ見エタル 体忍國ハコノ古寧ト音近ケレバ古寧ハ古クヨリノ名ニシテ景德 銷 Þq 卷 研 究 加 經驗域考(下)

第 四 號 Æ. E

(五八八)

第

方面 Ш づる要地 に常る。 此地の朴谷洞 0)

間 Ŀ には多數の方墳群集せり構造及遺物の碎片 一西方

に亙りて作成せられたるが如きも加羅時代と思惟 より推すに加羅時代より新羅王朝若くば高麗時代

せらる」もの大多數を占む。岡の西北平地に星山

して高靈加耶浩くば星州加耶の領地なること明白 郡址あり。但し古墳の大さは高靈及星州に劣りて 小なり。 此地の東端は高靈を去ること僅に四里に

なりつ しものにすぎざるべ 高靈加耶の一地方にして別に一小中心たり L, 星山加耶なるものたい加 は五加耶の藪に拘泥せるものなり。

耶の放園址といふ傳説ありしにより郡名によりて 追称せるものなるべし。 此の加利縣址に接近せる茂溪を満奚ならざるかと考へしば此地

のにやと考へしも星州高振の間に一國を容るゝは再考を要すと て今日尚は其稱呼を存する高春は已春の名の一小地に残れるも 此地を以て已吞(子吞)の地となし薦宗王(李)頃の虚州志に見え は星州にある强國が占領しうべき地なるを以てなり。余は初め して其説を撤廢するに至れり。

> (14) 碧 珍加耶 京山加

州に置けり而して或作碧珍加耶とせるは此書を抄 所見なし。本朝史略は星山加耶を京山即ち今の星 星山 加那 の説は碧珍加耶の説と共に三 一國史記

しかるべし。 に碧珍加耶を京山即ち星州にありしとすること正 らずとし咸昌にありしとすれば星山加耶を加利縣 とせり。若し古寧加耶を加利縣にありしものにあ しき點あり。三國遺事は星山加耶を今京山云碧珍 出せし三國遺事の 星山加耶と碧珍加耶とを同一とする 撰者の筆なるか原註なるか疑

宗質録地理志に ありし加耶に就て述べんとす、碧珍郡に就ては世 珍加耶ありしとし此碧珍加耶の りて必ずしも五に限らざる以て星山 名のもとに星州に 加耶の外に碧

加耶は敷多あ

星州牧本本彼縣景德王改名新安為星山郡領縣新

之末改為碧珍郡高麗太祖二十三年庚子改為京

#### Ш 府

とあ ô 又高麗史太祖王紀に碧珍の 語展とある 13

よれ 州に碧珍 ば 新羅末より高麗太祖 一部の稱呼ありしは事實なり當時の の時代に 亙り 那治は 今の星

今の邑の 西北三里迎鳳山 下の地にありし なる

碧珍加耶は碧珍 **今此** 地を碧珍面と称す。 / 那に存在せし 加耶 國 なれ は當代

此地に加経時代 方に聳ゆ る星 0) ----山 國ありしことを推測せしむ。 には古墳群集し其敷甚だ多く

0

育

の郡名を採

て追称

Ü

12

るにすぎず。

今の

星州邑治

跛」は此地 6 りて今の įυ 1 72 ありしも 3 Ġ 碧珍面に碧珍國 Ď Ď Ŏ りと跳碧珍 なるべし。 0 存在 面 後世碧 には

し傳説

作成 名

世

は究索の

結果迎鳳山

の間

Ŀ

15

唯一基を發見

4P

0

慶尚道 なる 珍

加

JI:

0) 0)

に因

碧珍邑基の く埋没し すぎずっ 地 現 碧珍國 は此 地 面 地 0 を流 下に 究 の存在は認む ある る ٧ 伊川 を以て遺 oべ 洌 か 濫の いらずっ 物 18 調 12 めに 但し 查

0)

如

深

第

[TL]

偿

砌

るに 古墳

> 濫に左右せられざるな ること能 は ずと雖高 地に b o ある る土砂堆 積し宣祖王代の地面星州邑附 近も亦伊川の流出せ べき古墳は 伊川 (O)

知るべし。 此地に若し加羅時代の遺物ありとせば十數尺の地下には今數尺下 にあること其時代に建てし碑石の埋沒せる深によりて

h

となるべ

りし

加

ij

应

は伴跛

なるべきこと

に其

條に述べ 星州に在

たり。

書紀に記せ 卒麻、 散华下、 る加経諸 乞湌、 國若くば地方中、 古嗟、 子多等に就き 稔禮、 华古、 坜

の一本の 0 の諸地と共に他日の研究を期す。 ては何等の考なし。比利、 謟 の訛 が如く n るものに 古他ならんには晋州方面 あらざるか。子他 辟中、 但し稔融 布爾支、 も若 E あ は任那 し書紀 6

關係ありて三國史記に國として記 べし 岩くば其附 近に ありし諸國に 一載されしもの次 i て新羅

號 31 (元九〇)

第

79

號 台

第

Ш

金官 國 (2)加 邓 図 (3)**. 舌寧加耶** (4)小 加

(9)多伐國 (5)阿尸 良経安 (10) 草八國 (6) 沙伐 國 (11) 押梁 (7) 廿文國 國門 (12)(8)

比只 召

國 ЛIS

(1)(17)金官 伊 깰 より11押梁までは 國等なり 既に前 章の 中に説

明

ĺ

(13)

香汁火國

(14)

恋

直

國

(15) 浦

上八國

(16) 骨伐國

文國

ir 文國。 ば茲に近召文國以下に就て略記せんとす。 地理志によれば今の義城の 地なり。

召

文は蘇文と同じく金の義なるべ

吾汁火國悉直國。吾汁火國は地

りとし大東興地闘に よれ は慶州 理志に安康縣內 0 北三里江

74

しとし漆浦

は

漆原骨浦

は昌

原合浦

弱火城

には屈

10

あ

H

原道三陟 bo と悲庭谷みあり、谷字に關係なし。 檢丹里に中心ありしと傳ふるが如し。 然るに婆娑尼師今二十三年の 0 地 なりとし本紀に にも國の と疆 北 條には香汁 を争ひ紡羅王 遪 悲直 として記 は江

決を請びしに王之を難しとし金官首露王に決せ

72

せ

りとあ 50 作 り物語の 史に收録されしに

<u>.</u>

12

ぎざれ ども其杜 撰 熊 べく可

上八國。 本紀 **奈解王十** 四 年の 修に 浦 Ŀ

人

國謀

雛は之を以 浦柒浦古史浦三國人來攻竭火城云々とあり。 傳に此事を記し八國の兵を敗るとし更に後三年骨 將六部兵往救之擊殺八國將軍云々とあり。 侵加 羅加羅王子來請救王命太子于老與伊伐食利音 て昌原とり昆陽に至る八邑とし骨浦等 勿稽子

國 三國を此八邑中にありとす。 は諸加耶の南なる海濱及は島嶼の小部落なる」 那珂博士も 「浦上八

ち今の M ta b 浦上八國は史記の文によりて浦上の八個の國なること 明 火縣 《即蔚山 固 団城に なりと説かれ て小加耶 として第四章に たりの 古史浦は古自 說 きたる III

なし其位置より見るも之心浦上八國の一と認め難し。して用いらるゝことあり注意心要す。珍遠原心漆浦と稱 せし蹬

火

地

る臨川縣を骨火に同じ小國のありし 骨伐國。 地理志によれば新羅臨皋郡の 領縣 0

永川 、那治の東南朝鮮里五里にありといふ際地 三國 と説 けり 永樂慶尚道地理志に清道郡本伊西國

火を永川の東南五 火等三所護國之神の文字あり。此記事によるに骨 遺事卷二金庾信の條に骨火川、骨火館、奈林穴禮骨 |里朝鮮||に慶州より北方へ交通の

西國を考證して 街路に當る所に置 伊西國 三國史記地理志所見なし 一く勝覽の説正しとす。 三國遺

事伊

0)

諸寺納田記云貞觀六年壬辰伊西郡今部村零味寺 納田即今部村今清道地即清道郡古伊西郡 努禮王十四年伊西國人來攻金城 按雲門寺古傳

> 訂正補足し併せて其の沿革等に就て論述し日本府 文獻の徴すべきものありしか明ならず。 以上論述せるもの不備の點甚だ多し。 更に他日

には伊西小國とす。伊西國を清道郡にありとの慶 也新羅時爲伊西郡後改爲大城郡云々とあり。

勝覽 地

は三國遺事をとりしか別に郷傳或は

尚地理志の説

に就て併せて説かんことを期するものなり。 事及加羅滅亡後尚數十年間國史に見ゆる任那等

大正八年九月三日

太 閤 文 藝 F

文學博士

利時代に漸く盛となり、 渡

て更に盛となり、

邊

世 祐

織田豊臣兩氏の時代に於

鎌倉時代 からして茶道はあつたのであるが、足

Z

茶

道

37

ď

48

研

缆

雙太閤の文縣

時代には、その儀式が尚ほ詳に定められて、多く 儀式作法等も定められた。德川 绑

[7] 號

(五九二)